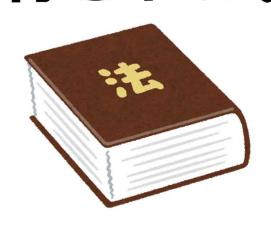


秋田労働局 職業安定部 需給調整事業室

1. 派遣労働者の同一労働同一賃金

派遣労働者と派遣先労働者との 不合理な待遇差を解消するための 「改正労働者派遣法」が 令和2年4月1日から施行された。



2. 待遇を決定する際の規定の整備

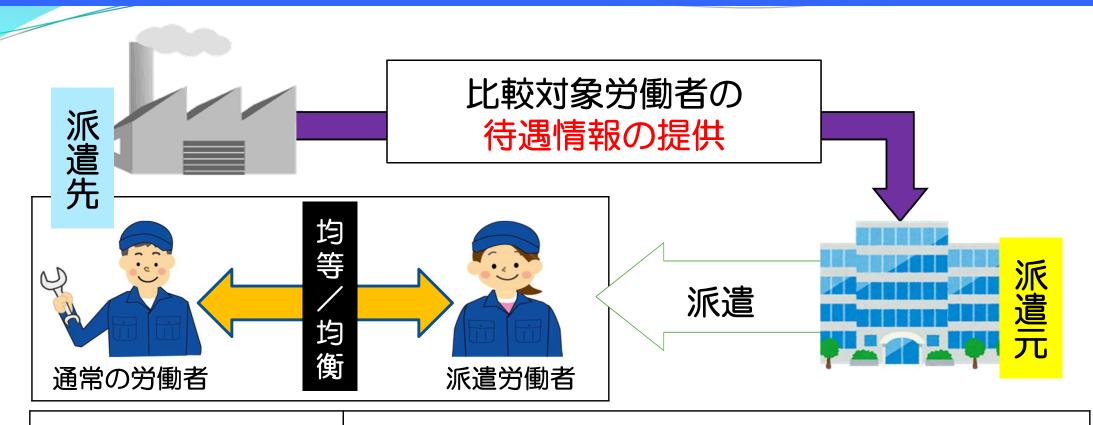
不合理な待遇差を解消するため、下記のいずれかの方式により、派遣労働者の待遇を確保することを義務化します。

①派遣先均等・均衡方式 【法第30条の3】 ②労使協定方式 【法第30条の4】

派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇の確保

一定の要件を満た す労使協定による 待遇の確保

3. 派遣先均等·均衡方式



【均等待遇】

下記①・②が同じ場合は、同一の待遇

【均衡待遇】

下記①~③に一定の相違がある場合は、その相違を考慮した待遇

①職務内容

(業務内容+責任の程度)

②職務内容及び配置の 変更範囲

(転勤、昇進を含む人事異動等)

③その他の事情 成果・能力・経験・急

成果・能力・経験・合理的な労使の慣行)

4. 比較対象労働者の待遇情報の提供

派遣先は、労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、派遣元事業主に対し、派遣 労働者が従事する業務ごとに、<u>比較対象労働者</u>の賃金等の<u>待遇に関する情報</u>を提供しなけれ ばならない。【法第26条第7項】

[留意点]

(1) 比較対象労働者

派遣就業場所の労働者に限らず、<u>派遣先の</u>全ての労働者が選定対象

派遣先が次の1~6の優先順位により比較対象労働者を選定。

- ① 「職務の内容」と「職務の内容及び配置の変更の範囲」が同じ通常の労働者
- ② 「職務の内容」が同じ通常の労働者
- ③ 「業務の内容」又は「責任の程度」が同じ通常の労働者
- ④ 「職務の内容及び配置の変更の範囲」が同じ通常の労働者

「いわゆる正規型の労働者」+「無期雇用フルタイム労働者」

- ⑤ ①~④に相当するパート・有期雇用労働者
 - ※ 当該短時間・有期雇用労働者が、短時間・有期雇用労働法等に基づき、 派遣先の通常の労働者との間で「均衡待遇」が確保されている場合に限る
- ⑥ 派遣労働者と同一の職務に従事させるために新たに通常の労働者を雇い入れた と仮定した場合における当該労働者(仮想の通常の労働者)

(2) 提供する「待遇に関する情報」

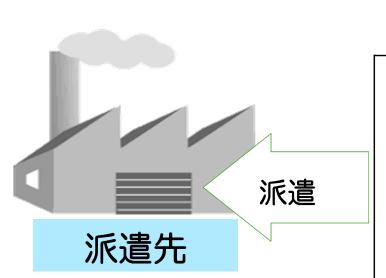
【派遣先均等・均衡方式】の場合、次の①~⑤の情報を提供

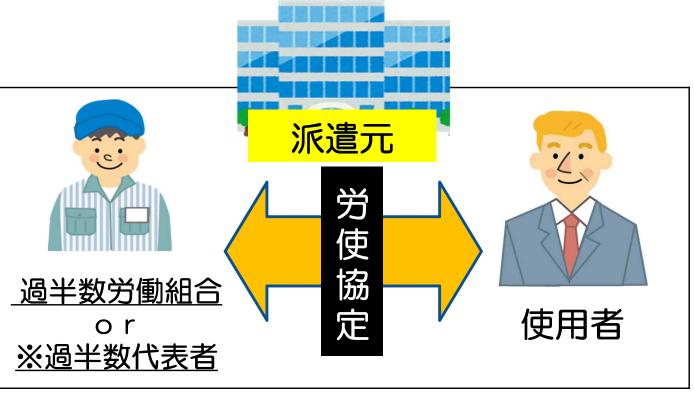
- ① 比較対象労働者の職務の内容、職務の内容及び配置の変更の範囲並びに雇用形態
- ② 比較対象労働者を選定した理由
- ③ 比較対象労働者の<mark>待遇のそれぞれの内容</mark>(昇給、賞与その他の主な待遇がない 場合には、その旨を含む。)
- ④ 比較対象労働者の**待遇のそれぞれの性質**及び**当該待遇を行う目的**(例:基本給は能力向上の努力促進及び長期勤続奨励)
- ⑤ 比較対象労働者の**待遇のそれぞれを決定するに当たって考慮した事項**(例:能力・経験及び勤続年数を考慮)

【労使協定方式】の場合、次の①と②の情報を提供

- ① 派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先の労働者に対して、業務の遂行に必要な能力を付与するために実施する教育訓練(法第40条第2項の教育訓練)
- ② **給食施設、休憩室、更衣室**(法第40条第3項の福利厚生施設)

5. 労使協定方式





- ※過半数代表者【則第25条の6第1項】
- ① 労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者ではないこと
- ② 労使協定をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の民主的な方法による手続により選出された者であって、派遣元事業主の意向に基づき選出されたものでないこと

6. 労使協定に定める事項

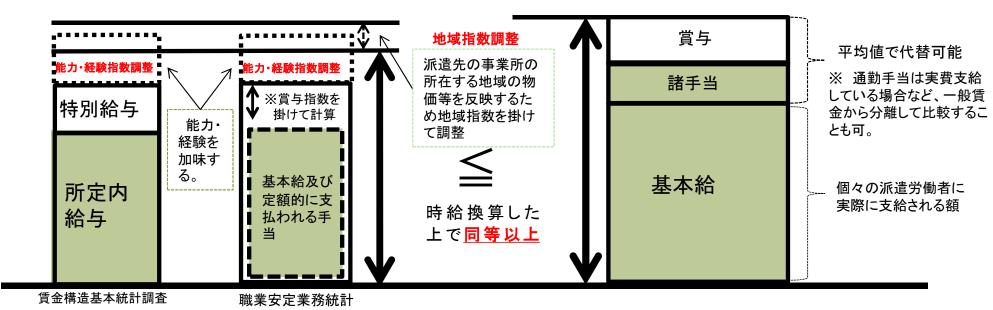
- ① 協定の対象となる派遣労働者の範囲
- ② 賃金決定方法(同種業務の一般労働者の平均的な賃金額以上、職務の内容等が向上した場合に改善)
- ③ 職務の内容などを公正に評価して賃金を決定すること
- ④ 賃金以外の待遇決定方法(派遣元の通常の労働者(派遣労働者除く)と の間で不合理な相違がないこと)
- ⑤ 段階的・体系的な教育訓練を実施すること
- ⑥ 有効期間 など



協定を書面で締結していない場合、協定に必要な事項が定められていない場合、協定で定めた事項を遵守していない場合、過半数代表者が適切に選出されていない場合には、<u>【労使協定方式】は適用されず、【派遣先均等・均衡方</u>式】が適用されます。

7. 「労使協定方式」における賃金の考え方

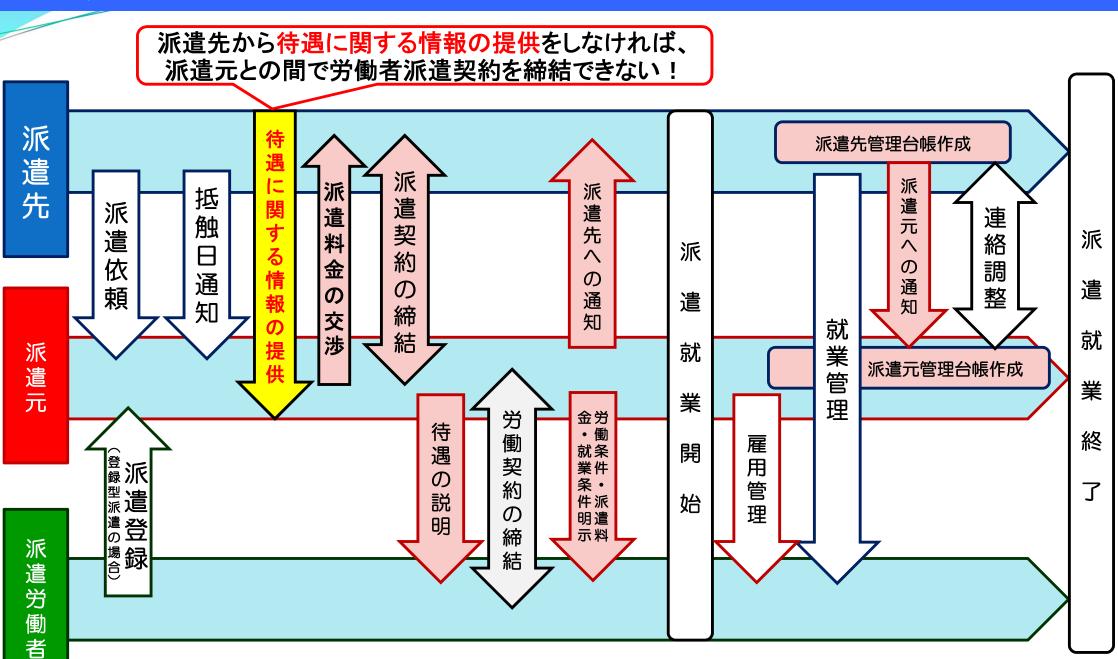
- ●同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準及びそれと比較する派遣労働者の賃金
- 1. 厚生労働省が示す統計(賃金構造基本統計調査及び職業安定業務統計)を用いる場合
- ・職種別の賃金統計を把握できる政府統計として、賃金構造基本統計調査と職業安定業務統計 (職業大分類、中分類及び小分類)を用いる
- ・同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準は職種別の一覧表と能力・経験調整指数、地域 指数(都道府県別及びHW別)を毎年、政府が公表(時給ベース)
- 対応する個々の派遣労働者の賃金を時給換算した上で同等以上か確認



同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準(職種別)

個々の派遣労働者の賃金

8. 労働者派遣契約の流れ



9. 派遣先の派遣料金の交渉における配慮

派遣先は、<u>労働者派遣に関する料金(派遣料金)</u>について、派遣元事業主が、均等・均衡方式の場合には均等・均衡待遇を確保し、又は労使協定方式の場合には労使協定に定める<u>賃金水準等を確保できるように配慮</u>しなければならない。【法第26条第11項】

[留意点]

〇 配慮する時点

労働者派遣に関する料金(派遣料金)に関する配慮は、労働者派遣契約の締結又は更新の時だけではなく、締結又は更新がされた後にも継続的に求められる。

10. 労働者派遣契約の締結

派遣元事業主と派遣先は、労働者派遣契約の締結に際し、一定の事項を定めなければならない。【法第26条第1項】

[留意点]

- 労働者派遣契約の記載事項 現行の記載事項(業務の内容、労働者派遣の期間等)に加えて、次の①及び②の事項を記載しなければならない。
 - ① 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度
 - ② 労使協定の対象となる派遣労働者に限るか否かの別

権限の範囲、トラブル・緊急対応、成果 への期待・役割、所定外労働等、を<u>具</u> 体的に記載することが望ましい。

※ これに伴い、「派遣元管理台帳」と「派遣先管理台帳」に、上記①、②の事項が追加される。 また、「就業条件明示書」と「タイムシート(派遣元通知)」に①の事項が、「派遣先通知書」と「マージン 率等の情報提供」に②の事項が追加される。

11. 派遣先が講ずべきその他の措置

1 教育訓練【法40条第2項】

派遣先は、派遣先労働者に対して業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練を実施する場合に、派遣元事業主から求めがあったときは、派遣元事業主が実施可能な場合等を除き、派遣労働者に対してもこれを実施する等必要な措置を講じなければなりません。

- 2 福利厚生【法40条第3項】【法40条第4項】
 - 派遣先は、派遣先の労働者は利用する以下の福利厚生施設については、<u>派遣労働者に対</u>しても利用の機会を与えなければなりません。
 - 給食施設
 休憩室
 更衣室

派遣先は、派遣先が設置・運営し、派遣先の労働者が通常利用している<u>物品販売所、病院、診療所、浴場、理髪室、保育所、図書館、講堂、娯楽室、運動場、体育館、保養施設等の施設の利用に関する便宜の供与の措置を講ずるよう配慮</u>しなければなりません。

3 情報提供【法40条第5項】

派遣先は、段階的・体系的な教育訓練、派遣先均等・均衡方式又は労使協定方式による 待遇決定及び派遣労働者に対する待遇に関する事項等の説明が適切に講じられるようにす るため、派遣元事業主の求めがあったときは、派遣先に雇用される労働者に関する情報、 派遣労働者の業務遂行の状況その他の情報であって必要なものを提供する等必要な協力を するよう配慮しなければなりません。

12. 派遣労働者に対する説明義務の強化

	明示が必要な事項	説明が必要な事項
雇入れ時 【法第31条の2 第2項】	①昇給、退職手当、賞与の有無 ②労使協定の対象か否か (対象の場合は有効期間の終期) ③苦情の処理に関する事項	①均等・均衡方式による措置内容 ②労使協定方式による措置内容 ③賃金決定に勘案した事項 (均衡待遇方式の場合)
派遣時 【法第31条の2 第3項】	①賃金の決定等に関する事項 (退職手当及び臨時に支払われる 賃金を除く) ②休暇に関する事項 ③昇給、退職手当、賞与の有無 ④労使協定の対象か否か (対象の場合は有効期間の終期)	①均等・均衡方式による措置内容 ②労使協定方式による措置内容 ③賃金決定に勘案した事項 (均衡待遇方式の場合)
	均等・均衡方式の場合	労使協定方式の場合
求めがあった 場合 【法第31条の2 第4項】	①比較対象労働者との待遇の相違 内容及び理由	①賃金が労使協定で定めた事項及び公正な評価に基づき決定されていること ②待遇(賃金等を除く)が派遣元の通常の労働者と不合理な相違なく決定されていること

労働者派遣港を選択して通過を選択を選択を選択を選択を

労働者派遣事業に関するお問合せ先 秋田労働局 職業安定部 需給調整事業室 ☎018-883-007